

平成30年10月9日

綱紀審査申出人 吉田 益夫 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎



綱紀審査開始通知書

貴殿から弁護士法第64条の3第1項の規定による綱紀審査の申出があり、
綱紀審査会に事案の審査を求めたので、弁護士法第64条の7第2項及び綱紀
審査会及び綱紀審査手続に関する規程第22条の規定により、通知します。

事案番号：平成30年（コシ）第258号

対象弁護士等：豊田 泰史

綱紀審査会に綱紀審査を求めた日 平成30年10月5日

原弁護士会：和歌山弁護士会

原弁護士会綱紀委員会事案番号：平成28年（綱）第16号

日弁連綱紀委員会事案番号：平成30年綱第239号

平成30年10月9日

網紀審査申出人 吉田 益夫 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕 太 郎



網紀審査開始通知書

貴殿から弁護士法第64条の3第1項の規定による網紀審査の申出があり、網紀審査会に事案の審査を求めたので、弁護士法第64条の7第2項及び網紀審査会及び網紀審査手続に関する規程第22条の規定により、通知します。

事案番号：平成30年（コシ）第259号

対象弁護士等：太田 達也

網紀審査会に網紀審査を求めた日 平成30年10月5日

原弁護士会：和歌山弁護士会

原弁護士会網紀委員会事案番号：平成28年（網）第17号

日弁連網紀委員会事案番号：平成30年網第240号

平成30年10月9日

綱紀審査申出人 吉田 益夫 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕 太 郎



綱紀審査開始通知書

貴殿から弁護士法第64条の3第1項の規定による綱紀審査の申出があり、
綱紀審査会に事案の審査を求めたので、弁護士法第64条の7第2項及び綱紀
審査会及び綱紀審査手続に関する規程第22条の規定により、通知します。

事案番号：平成30年（コシ）第260号

対象弁護士等：重藤 雅之

綱紀審査会に綱紀審査を求めた日 平成30年10月5日

原弁護士会：和歌山弁護士会

原弁護士会綱紀委員会事案番号：平成28年（綱）第18号

日弁連綱紀委員会事案番号：平成30年綱第241号